

■保健所による聴き取り調査に基づく注意喚起メールの発出について

注意喚起メールについて、これまでは、発症前2日から陽性登録までに大阪コロナ追跡システムのQRコードの読み込みを行った感染者が、自らシステムに陽性登録することにより、発出する手順としていましたが、2020年12月1日以降、大阪府内の保健所による感染者に対する聴き取り調査により、感染者の訪問が確認された施設の情報を活用して、注意喚起メールを発出する手順も加えます。

これにより、感染者自身が大阪コロナ追跡システムに登録していたか否かにかかわらず、注意喚起メール発出基準を満たした場合、この感染者が発症前2日以降に訪問した施設で、同じ日にQRを読み込んだ方を対象に、注意喚起メールを発出することになります。注意喚起メールでは、施設・イベント名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。

なお、保健所による聴き取り調査の情報は、感染症法第15条に基づき、積極的疫学調査等で収集した予防に必要な情報として適切に管理します。

<利用者の注意喚起メール受信の流れ> (イメージ)



※システムにおける情報取得の方法

- ① 感染者が大阪コロナ追跡システムのQRコードの読み込みを行っている場合
…感染者自身がシステムに感染者情報を登録（既存）
- ② 感染者が大阪コロナ追跡システムのQRコードの読み込みを行っていない場合
…感染者自身が保健所による聴き取り調査で訪問施設を回答（追加）